

議案第 6 9 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、
埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議
会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

飯能市長 新 井 重 治

別紙

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年指令市第２０７９号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

変更後	変更前
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）
1 省略 2 <u>資格確認書等</u>の引渡し 3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付 4～6 省略	1 省略 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付 4～6 省略